

8 ひとり親家庭等のために

※児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間の者

問合せ先が、ネウボラ推進課となっているものは、次の窓口でも問合せに応じることができます。〔母子父子寡婦福祉資金貸付制度は除く〕

松永保健福祉課	☎930-0410	神辺保健福祉課	☎962-5005
北部保健福祉課	☎976-8803	沼隈支所保健福祉担当	☎980-7704
東部保健福祉課	☎940-2572	新市支所保健福祉担当	☎0847-52-5515

① 手当・医療費・貸付

児童扶養手当

離婚・拘禁・遺棄・死亡・未婚などにより、父母のどちらか、または両方のいない児童を養育している人の生活安定と自立を促進するために支給される手当です。

	児童1人(月額)	児童2人目以降(月額)
全部支給	月額46,690円	+月額11,030円
一部支給	月額46,680円～11,010円	+月額11,020円～5,520円
全部停止	支給額なし	

掲載内容:2025年(令和7年)4月1日

※婚姻状態にある父母のいずれかに、一定の障がいがある場合も対象となります。 ※所得制限あり

〔問合せ先〕 ネウボラ推進課 ☎928-1070

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の父もしくは母などと児童または父母のいない児童の保険医療費の自己負担分の一部を助成します。

※所得制限あり ※一部負担金あり

〔問合せ先〕 ネウボラ推進課 ☎928-1070

遺族基礎年金

国民年金に加入していた人が亡くなったとき、要件に該当する人に支給します。

子の数	年金額(69歳以下)		
	基本額	子の加算	合計
1人のとき	月額69,308円	月額19,942円	月額89,250円
2人のとき	月額69,308円	月額39,884円	月額109,192円
3人のとき	月額69,308円	月額46,534円	月額115,842円

子が1人および2人のときの加算額は1人あたり月額19,942円 ※70歳以上の方は金額が異なります。

子が3人以降のときの加算額は1人あたり月額6,650円

<遺族年金生活者支援給付金>

遺族基礎年金を受給している人に支給します。 ※所得制限あり 5,450円(月額)

〔問合せ先〕 保険年金課 ☎928-1052

離婚時の年金分割制度

離婚した場合、お二人の婚姻期間について、厚生(共済)年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額をお二人で分割できます。離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要がありますので、お早めに御相談ください。

【問合せ先】 厚生年金に加入している人…福山年金事務所 ☎924-2181
共済年金に加入している人…各共済組合

交通遺児入学・卒業祝金

父または母が交通事故により死別した児童で、小・中学校入学または中学校卒業予定者に祝金を支給します。

※支給額: 小学校入学20,000円 中学校入学30,000円 中学校卒業50,000円

※申請時期については「広報ふくやま」などでお知らせします。

【問合せ先】 ネウボラ推進課 ☎928-1053

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と、その児童(子)の福祉を増進するために、各種資金の貸付を行います。

※この制度において「児童」とは、20歳に満たない者のこと

※資金の種類: 修学、就学支度、修業、技能習得、結婚、生活、就職支度、事業開始、事業継続、転宅、住宅、医療介護

(資金の種類によって貸付条件が異なりますので、詳しくはお問い合わせください)

- 【対 象】**
- ①母子家庭の母・父子家庭の父
 - ②寡婦(扶養する子のない場合は前年(または前々年)の所得が203万6千円以下の人)及び寡婦の子
 - ③母子家庭の母・父子家庭の父が扶養している児童
 - ④20歳未満の父母のない児童
 - ⑤40歳以上の配偶者のない人で前年(または前々年)の所得が203万6千円以下の人

【問合せ先】 ネウボラ推進課 ☎928-1053

②生活の支援

ひとり親家庭相談

ひとり親家庭自立支援員がいろいろな悩み事の相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。

【問合せ先】 ネウボラ推進課 ☎928-1053

市営住宅の入居

※14ページをご覧ください。

JRの定期乗車券の割引

児童扶養手当受給世帯に属する人が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、特定運賃が適用されます。

【問合せ先】 ネウボラ推進課 ☎928-1070

8 ひとり親家庭等のために

※児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間の者

②生活の支援

ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

〔対象〕 市内に居住する母子家庭の母・寡婦・父子家庭の父

〔内容〕 (1)就業支援講習会等事業

自立と生活の安定につながる技能習得のための
就業支援セミナーや講習会の開催

(2)就業支援活動事業

家庭状況、職業適性、就業経験などに応じた就業相談の実施、希望する雇用
条件などの登録による就業情報の提供など

(3)養育費等支援事業

相談員や弁護士による相談や情報提供など

〔問合せ先〕 ネウボラ推進課 ☎928-1053

(旧 福山市ひとり親家庭等就業・自立支援センター)

母子・父子自立支援プログラム策定事業

〔対象〕 市内に居住する児童扶養手当受給者

〔内容〕 児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、
公共職業安定所等と連携して、きめ細やかな自立・就労支援を行います。

〔問合せ先〕 ネウボラ推進課 ☎928-1053

(旧 福山市ひとり親家庭等就業・自立支援センター)

ひとり親家庭自立支援給付金事業

※いずれの事業も申請前に、ネウボラ推進課での事前相談が必要です。

《自立支援教育訓練給付金》

自立に有効な教育訓練講座の受講経費の一部を支給します。

対象講座: 情報処理技術者、訪問介護員、看護師など厚生労働大臣が指定する講座

支給額: 対象経費(入学料、受講料)の60%相当額(上限1,600,000円、12,000円以下は対象外)

《高等技能訓練促進費等給付金》

対象となる資格を取得するため、6か月以上修業する場合に修業する期間に応じて支給します。
(上限4年)

対象資格: 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師など

①高等技能訓練促進費 支給額: 課税 月額70,500円 非課税 月額100,000円

※修学の最終年限1年間については、月額40,000円加算

②入学支援修了一時金 支給額: 課税 25,000円 非課税50,000円

〔問合せ先〕 ネウボラ推進課 ☎928-1053

完全予約制
福山市のこども写真館

ヨーロッパのアンティークやドライフラワー
で彩られ、洗練されたフォトスタジオ。
ナチュラルなドレスやセットアップなど
素敵な衣装をセレクトしています。

Photo Studio
Mimi

This shining moment will
become the treasure of the future.

この輝く瞬間が、
未来の宝物になる。

ベビーフォト
マタニティーフォト
ファミリーフォト
ハットフォト
その他



ライトプラン

31,900 yen

撮影料：平日 1,650 yen 土日 3,300 yen

ベビー・マタニティー・ファミリー
その他の撮影ができるプラン

- ・撮影データ35カット(当日納品)
- ・衣装1着
- ・スタジオケーキ

フォトスタジオ ミミ 福山店

株式会社アケボノスタジオ

場所：広島県福山市三吉町5-1-16

電話：084-999-2302

定休：月曜火曜(祝祭日除く)

営業時間：9:00-18:00

ご予約は
公式サイトから



8 ひとり親家庭等のために

②生活の支援

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

〔対象〕 児童扶養手当の受給者・同等の所得水準にあるひとり親家庭の親と子

〔内容〕 高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給します。

①受講開始時給付金:受講費用の4割(上限20万円)

②受講修了時給付金:受講費用の1割(①と合わせて上限25万円)

③合格時給付金:受講費用の1割(①②と合わせて上限30万円)

※申請には事前相談が必要です。 ※通信制の場合は上限額が異なります。

〔問合せ先〕 ネウボラ推進課 ☎928-1053

広島県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金の貸付を行います。

〔対象〕 福山市に居住し、次のいずれにも該当する方

①児童扶養手当の受給を受けている方、または所得が児童扶養手当支給水準の方(所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象)

②母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

〔貸付額〕 入居している住宅の家賃(管理費及び共益費を含む)の実費(月額上限あり)

〔問合せ先〕 ネウボラ推進課 ☎928-1053

DV相談

DV(配偶者・恋人などからの暴力)・夫婦関係・離婚・セクハラ・性別による差別などの相談に応じます。プライバシーは厳守します。

面談・電話による相談(要予約) ▶ ○月～金曜日(祝日、年末・年始を除く) 10:15～16:30
○土・日曜日(祝日、年末・年始を除く) 13:00～16:30

〔問合せ先〕 若者・くらしの悩み相談課 ☎973-8896

母子生活支援施設

母子のみでの地域生活が困難な方、様々な事情で一時的な居所が必要な方などが、地域での自立生活をめざすための入所施設です。退所後の相談や必要な支援も行っています。福山市内に施設はないため、市外にある施設の利用となります。

〔対象〕 配偶者のいない又は準じる事情のある母及びそのこども

〔料金〕 所得に応じて利用料が必要

〔問合せ先〕 ネウボラ推進課 ☎928-1162

売店などの許可について

母子家庭の母や寡婦などが公共的施設内に売店などを設けたいときの設置許可や、たばこ小売販売業の許可に関して優遇されます。

〔問合せ先〕 売店→公共的施設の管理者

たばこ→中国財務局理財課(たばこ担当) ☎082-221-9221

その他ひとり親家庭の支援一覧

ひとり親家庭の支援一覧について詳しくはこちらへ





安産・お宮参り・七五三詣 御祈願承ります。

◆ 鬼門守護 ◆

うしとら
良神社

テレビ番組で開運神社・厄除け・疫病除けの
神様として御紹介されました。

公共交通機関でも、お車でも、お気軽にどうぞ。

電車 福山駅北口より徒歩10分 **駐車場** 40台完備

鬼門守護 厄除けの神様



良神社

Ushitora Jinja

お問い合わせは社務所まで

☎084-922-3149

御祈願受付:9:00~16:30

■FAX/084-922-3152

■所在地/福山市北吉津町1-5-24

■HP/ <http://ushitorajinja.org/>

